

平成30年第21回公安委員会会議録

日時	8月9日（木曜日）	自午後1時30分 至午後4時30分	場所	公安委員会室
会議	公安委員	高木委員長 原委員 山本委員 小野委員 下山委員		
出席者	警察職員	本部長 警務部長 生活安全部長 刑事部長 交通部参事官 警備部長 情報通信部長		

第1 聴聞等についての決裁

運転免許課長から、聴聞13件、意見の聴取32件について説明があり、決裁が行われた。

第2 定例会議

1 平成30年上半期における被疑者取調べ監督制度の運用状況について

(1) 平成30年上半期の運用状況

ア 取調べ件数

8,607件（前年同期比－145件）

イ 取調べを巡る苦情申出及び監督対象行為の発生状況

○ 苦情申出件数 2件（前年同期比±0件）

○ 監督対象行為 発生なし

ウ 警察署に対する巡察の実施状況

巡察実施回数（上半期） 145回（前年同期比－1回）

(2) 平成30年上半期における主な取組

ア 平成29年の運用結果を反映させた指導・教養の実施

イ 春の定期異動に伴う取調べ監督体制の早期確立に向けた対応

ウ 休日・夜間を含む巡察の実施と交番・駐在所に対する個別指導

エ 制度の理解と監督対象行為の未然防止に向けた指導・教養の実施

(3) 平成30年下半期における主な取組

ア 取調べ監督部門と捜査・留置部門における実効性ある連絡会議の開催

イ eラーニングシステムを活用した演習の開始と運用

ウ 全警察官を対象とした被疑者取調べ監督制度小テストの実施

エ 休日・夜間を含む抜き打ち的な巡察と理解度検証のための個別応問の実施

オ 制度の更なる周知に向けた教養資料の効果的発出と各種教養の実施

【委員からの質問等】

委員から「監督対象行為の発生はないとのことであるが、どのような行為がこれに該当するというマニュアルがあるのか」との発言があり、警察から「類型が

定められており、教養も行っている」旨の説明があった。

2 特別訓練（術科耐暑訓練）の実施について

(1) 目的

夏期における柔道、剣道及び逮捕術訓練を通じて、警察官の気力、体力の錬成と術科技能の向上を図ることを目的とする。

(2) 訓練対象者等

訓練対象者は、警部以下の全警察官とする。

(3) 訓練期間等

ア 警察本部（警察学校及び交通機動隊を除く。）

(ア) 訓練期間

平成30年8月28日(火)から同月31日(金)までの4日間

(イ) 訓練時間

午後3時30分から午後5時までの間

(ウ) 訓練場所

熊本武道館

(エ) 訓練種目

柔道、剣道及び逮捕術

(オ) 訓練参加回数

1回以上参加すること

イ 各警察署等（警察学校及び交通機動隊を含む。）

各警察署等は、平成30年7月から9月までの間に、署情に合わせて実施する。

【委員からの質問等】

委員から「訓練期間中は自由に参加してよいのか」との発言があり、警察から「何回参加してもよい」旨の説明があった。

3 平成30年上半期における人身安全関連事案の対応状況について

ストーカー事案の認知件数は、平成27年をピークに減少に転じ、平成30年上半期は133件（前年比+10件）となっており、措置内容は文書警告9件、禁止命令3件、検挙14件、口頭警告138件等であった。

DV事案の認知件数についても、平成27年以降減少に転じ、平成30年上半期は243件（前年比-1件）となっており、措置内容は検挙50件、口頭警告231件等であった。

※ 措置件数の数値は、認知件数とは異なり、実際に事案に対応した回数であり、平成30年以前から対応している事案も含む。

人身安全関連事案対策室の対応件数は2,480件で、内訳はストーカー事案386件、DV事案771件、男女間トラブル519件等であった。

わいせつ・声かけ事案の届出、通報件数は、602件（過去4年の平均値607件）で、月別届出・通報状況は、5月が161件で最も多く、次いで6月147件、4月111件であった。

手口別では、声かけが198件で最も多く、次いでつきまとい103件、迷惑

防止条例違反102件であった。

被害者の学識別では中学生以下の被害者が301件、会社員等が164件、高校生が104件であった。

被害時の状態別では、帰宅中の被害が296件で最も多く、全体の約49%を占めた。

警察では、子ども、女性に対する犯罪の前兆であるわいせつ・声かけ事案の検挙、指導・警告を積極的に実施しており、平成30年上半期は迷惑防止条例違反、公然わいせつ、強制わいせつなどで49件を検挙し、104件を指導・警告した。

(数値は暫定値)

【委員からの質問等】

委員から「ストーカー・DV事案の認知件数は、全国的にもこのような傾向か」との発言があり、警察から「ストーカー認知件数は全国的には増加している」旨の説明があった。併せて委員から「ストーカー・DVの相談件数は増加しているのか」との発言があり、警察から「相談件数は増加しているが、相談の段階から積極的に警告、指導を行った結果、事案として認知する件数は減っている」旨の説明があった。

さらに委員から「わいせつ・声かけ事案の情報を保護者・児童・生徒に認識させることにより、未然防止につながると思う。自分の身は自分で守ることを教えるのも大切ではないか」旨の発言があった。

第3 報告・決裁等

1 監察関係報告(2件)

首席監察官から報告が行われた。

2 あおり運転に関する質疑応答

交通指導課長及び交通規制課長から説明が行われた。

3 広島県公安委員会からの援助要求の決裁

生活安全企画課長から説明があり、決裁が行われた。

4 平成30年第20回公安委員会会議録の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

5 審査請求(H30No.4) 審理手続終結の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

6 要望(H30No.8) 受理及び措置の決裁

公安委員会事務室から説明があり、決裁が行われた。

7 警察業務の合理化・効率化進捗状況の説明

公安委員会事務室から説明が行われた。